MONTHLY

連合埼玉

VOL.254 2013年4月1日

発 行 日本労働組合総連合会埼玉県連合会(連合埼玉) 発行人 佐 藤 道 明

> 〒330-0064さいたま市浦和区岸町7-5-19 (あけぼのビル2F) TEL048-834-2300(代表) 毎月1日発行



☆2013春季生活闘争「ミニマム賃金アピール」/国際女性デー

☆各地域協議会駅頭行動/ミニマム賃金要請

☆春闘速報

事

☆2013年度版 「ネット21運動ボランティアカード」 4月1日スタート

内 ☆第84回埼玉県中央メーデー開催について

☆狭山事件

ӽ ☆私の提言募集/もうすぐ選挙/4月の行動日程

☆あけぼのビル

35歳222,000円以下の賃金をなくそう!

2013春季生活闘争 第二次行動

ミニマム賃金アピール

3月5日(火)18時より、大宮駅東口で、中核組合の春季生活闘争の交渉の追い上げと、中堅・中小組合への影響を高めること、また、連合埼玉が行なった賃金実態調査結果から設定したミニマム賃金以下をなくしていこうという考え方を広く県民にアピールするためのチラシの配布、「2013春季生活闘争、格差是正に向けたミニマム賃金アピール」と「3.8国際女性デーの集会アピール」を執行部・女性委員会の30名の参加のもと行なった。

小林会長より、「震災から間もなく2年になる。日本の景気は、世界景気の減速などで停滞している。直近では円安傾向や株価の上昇などがあるが生活者には実感がない。賃上げによる内需拡大とデフレ脱却を目指すには、働く者すべての処遇改善を求める取組みが必要である。35歳222,000円以下の賃金をなくしていく運動に理解をしてほしい」と訴えた。

その後、今後の交渉支援につなげるべく、産業別の春闘報告を行なった。自動車総連の山﨑執行委員からは、「今春闘では賃金引上げにより、働く者の安心・安定した生活を実

連合埼玉2013春季生活闘争

県内4カ所において、中小労組解決促進に向けたアピー ル行動を行います。

4月 4日(木) 18:00~ 熊谷駅北口

4月 5日(金) 18:00~ 南越谷駅南口

4月10日(水) 18:00~ 川越駅東口

4月11日(木) 18:00~ 大宮駅東口

各地域協議会とともに街宣行動を行います。

現するため長期的な視点に立った継続的な取組みが必要不可欠である。またグローバルでの競争がより一層厳しくなる環境の中で、その競争力の礎は人材力・職場力・現場力にある。自動車産業が国内経済に与える影響や産業界全体の体質強化を鑑み、また働く者の意欲・活力に繋がる結果が導き出せるよう、粘り強い交渉を進めていく。ご支援をお願いしたい」と力強い主張がされた。

また、3月8日が国際女性デーであることから、女性委員会 上杉委員長より「3.8国際女性デー」の意義と男女平等課題 の改善に向けた集会アピールを宣言するとともに、女性委員 会のメンバーを中心に、女性の尊厳と人権を表すバラの花 200本を女性に配布した。



小林直哉会長



山﨑泰宏執行委員



佐藤道明事務局長

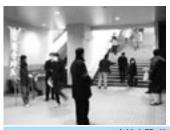


上杉裕子執行委員

₩.

2013春季生活闘争

第二次行動 賃金格差是正・地域ミニマム賃金アピール









狭山市駅・入間市駅西部第四地域協議会

東松山駅·比企地域協議会

連合埼玉の各地域協議会は3月4日(月)~8日(金)の期間で、2013春季生活闘争第二次行動として、埼玉県におけるミニマム賃金の周知と世論喚起に向け、12地域協議会の協力で「賃金格差是正のための地域ミニマム賃金アピール」行動を各駅頭などで実施した。

第三次行動 賃金格差是正に向けた諸団体への取り組み

連合埼玉は、3月19日(火)と21日(木)に賃金格差是正に向け、埼玉県経営者協会・埼玉県商工会連合会・埼玉県中小企業団体中央会・埼玉県商工会議所連合会の4団体へ埼玉県地域ミニマム賃金の要請を行った。

この要請は、埼玉県内の中堅・中小企業に勤める組合員の賃金実態調査データを基に、各年齢における第1十分位(下から10%)を基本に、連合埼玉が設定した金額を下回る賃金の労働者をなくすことを目的とした要請行動である。

設定金額は、35歳を基準にして、比較し易さなどを考慮し、20歳から45歳までの 5歳間隔を設定している。今年は昨年調査した埼玉県内の実態賃金において25歳のポイントで賃金が+300円、30歳のポイントで賃金が+440円上昇したことから、それぞれ中期的な観点も踏まえて+5,000円の184,000円と205,000円、また35歳については、昨年と同額の222,000円(首都圏ミニマム)を設定した。

冒頭、労働政策委員会・近藤委員長(副会長)から「県内の勤労者が安心して働けるよう、連合埼玉加盟組合の実態調査(300人以下対象)に基づき埼玉県ミニマム賃金を設定した。加盟組織への理解と周知を要請したい」との挨拶がされた。

その後、佐藤事務局長より要請の概要を、山本副事務局長からミニマム賃金の 具体的な説明を行い、意見交換を行った。

経営団体からは、「円安傾向など少し明るさはあるが、経営を取り巻く環境は依然として厳しい」などの意見も出された。連合からは「今回の調査は労働組合のある中小企業の賃金であり、未組織や零細企業においてはもっと賃金が低いことがあり得る。格差是正のためにも理解してほしい」と要請し、経営団体からは「要請の内容については理解できる部分もあり、会員企業に啓発していく」とのコメントをいただいた。

また地域協議会も3月25日(月)から29日(金)の期間を基本に、各地域の商工団体に同様の要請を行っていく。



埼玉県経営者協会 根岸専務理事(左)



埼玉県中小企業団体中央会 田島専務理事(右)



埼玉県商工会議所連合会 中島専務理事(左)



埼玉県商工会連合会 堀口専務理事(右)

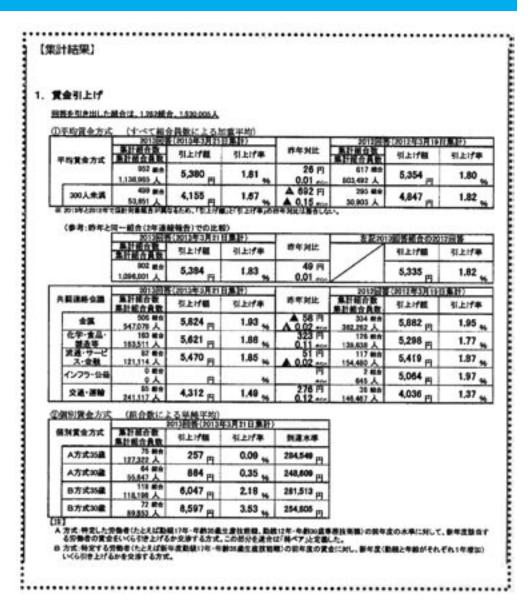
2013春季生活闘争(3月22日集計)

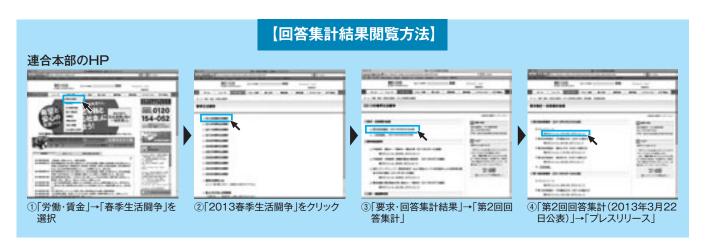
~それぞれの組合が厳しい情勢の下、全力の闘いを~

連合は、2013春季生活闘争の第2回「回答集計」を発表しました。回答額(組合員数加重平均)は5,380円、1.81%であり、これは2012年をそれぞれ26円、0.01ポイント上回る。また昨年との比較が可能な902組合をみても、5,384円、1.83%と、それぞれ49円、0.01ポイント上回っている。

組合員数300人未満の組合のみの集計では、499組合と昨年同時期に比べて204組合増加し、3月月内決着を目指した取り組みが進展している。一方で回答額4,155円、1.67%と、全体集計に比べて低い結果となった。前年比でも692円、0.15%ポイントのそれぞれマイナスとなっている。

各労働組合がそれぞれの 状況下で精一杯の交渉を行 なっています。現在も闘いを 続けている仲間も多く、早期 解決に向け連携強化を強め ていきましょう。





....

ネットワークSAITAMA21運動

2013年度版ボランティアカードを発行、4月1日より利用開始

埼玉県内のさまざまなNPO・市民団体と連携・連帯し、働くものと地域の市民が出会い、互いに理解しあって、共生の市民社会の創造をめざす運動として、ネットワークSAITAMA21運動(略称、ネット21運動)の展開開始から、今年度で8年目を迎えました。

また、この「ネット21運動」を支える貴重な活動資金となる「ふれあいコミュニティ・ファンド」への寄付・募金活動として「ワンコイン運動」を同時に展開しています。2013年度版については、全体でAタイプ:11,000枚、Bタイプ:2,180枚と、今年度も組合員の皆様から、大きなご協力をいただきました。

今年度の活動について

1. ライフサポートプログラム

◎勤労者の生活と暮らしに役立つ、各種セミナーの開催

(出前講座:通年開催)

・退職準備、年金、ライフプラン、キャリアアップ、

子育て支援、健康etc…

◎未組織・生活困窮者支援(東日本大震災避難者支援含む)

「ネットワークSAITAMA21運動」 2013 ボランティア カード 出会い つながり 支えあい ウスあり シカルモバイル

本年度のボランティアカード(やさしいピンク色です。)

予定:7/28(日)~29(月)

2. ボランティアサポートプログラム

- ◎ボランティア活動をやりたい人への活動紹介・情報提供事業
 - ・シニア人財バンク制度
- ◎自然環境ボランティア促進事業
 - ·自然環境体験事業
 - ①尾瀬の自然に学ぶ、親子夏休み体験プラン2013

②夏休み親子自然体験2013「山の学校」 予定:8/10(土)

3. NPOサポートプログラム

- ◎NPO支援事業
 - ・物品助成(パソコン寄贈や、少額物品の提供)

①パソコン寄贈 予定:公募期間8月~10月中旬、贈呈式11/14(木)

◎NPO活動への参加者拡大事業

・NPO訪問ツアー 予定:8月末~9月初旬

・NPO体験インターンシップ 予定:9月~12月のゾーン

#· 付属サービスもさらに充実。ぞくぞく追加中!

1. 水上ホテル聚楽

Aタイプ:基本料金10%OFF+夕食時ワンドリンクサービス Bタイプ:基本料金5%OFF+夕食時ワンドリンクサービス ※電話予約時に「ネット21運動」会員である旨を伝え、 当日フロントにてカードを提示してください。

2. (株)スパサンフジ(スーパー銭湯:湯楽の里・喜楽里)

A・Bタイプ共通:フロント提示にて、貸出タオルセットサービス

!! リソルの新サービス『招待日和』

指定のコース料理を2名以上でご利用いただくと、1 名様分が無料に!

全国の厳選された高級レストラン約200店の利用が可能!

あの、ミシュランガイド掲載店舗も・・・

利用は、Aタイプカードをお持ちの方のみとなります。 また利用に際し、飲食代金とは別に、システム利用料 として、1件3,000円が必要です。

つながろうNIPPON 東日本大震災被災地復興支援

連合埼玉「第84回埼玉県中央メーデー」の開催

メーデーの起源は、1886年に米国シカゴのヘイマーケット広場で労働者たちが8時間労働を求めて起ち上がったのを起源と して始まりました。当時、米国の労働者は低賃金と長時間労働に苦しめられ、労働時間の短縮は切実な要求でした。

20世紀のメーデーは、とりわけ第二次世界大戦後のメーデーは、「労働者の社会的地位向上と権利の拡大、人権・労働基本 権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求 |に深く貢献し、その役割を果たしています。

そして今、連合は21世紀のメーデーを「平和 |「人権 |「労働 |「環境 |および「共生 |をテーマに、NGO、NPOとの連携による市 民型のメーデーとして開催しています。

今回の埼玉県中央メーデーにおいては昨年同様、東日本大震災からの復興を念頭においた開催とし、被災地ならびに震災 避難者支援を目的としています。

とき 2013年4月27日(土)9:00~12:00

ところ さいたま市「鐘塚公園」(大宮駅西口 ソニックシティ横)

規 模 5.000名

容 ◆アトラクション 内

①「はだかの王様」ショー(社会風刺コメディー)

- ◆メーデー式典
- ◆お楽しみ抽選会
- ◆アトラクション
- ②「特命戦隊ゴーバスターズ」ショー

◆各種模擬店

・ドリンク&狭山茶コーナー

(販売品:狭山茶、お水、紅茶飲料、炭酸飲料)

・焼き物&和菓子コーナー

(販売品: 浪江焼そば、まんじゅう)

・岩手・宮城・福島の物産店

(販売品:各県の物産品)

・整膚コーナー

・埼玉県労福協コーナー

◆展示・相談コーナー

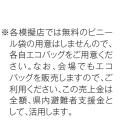
・中央労金、全労済、パルシステム埼玉

◆東日本大震災 県内避難者支援カンパ活動





昨年のメーデ





【メーデーポスター等の図案】

※地域メーデー前夜祭の開催

地域協議会	開催日時	開催場所
さいたま市	4月26日(金)18:00~	市民会館おおみや 小ホール

※地域メーデーの開催

C-90				
地域協議会	開催日時	開催場所		
本庄·児玉郡市	4月28日(日)10:00~	本庄市役所 駐車場		
秩 父	4月28日(日) 9:00~	秩父ミューズパーク 野外ステージ		
北埼玉	5月 1日(水) 9:30~	行田市県立さきたま古墳公園		
ル埼玉	5月 1日(水)10:00~	羽生市中央公園自由広場		

あの日から半世紀、新たな真実とともに無罪を

~狭山事件、発生から50年を経過して~

5月1日と言えば、勤労者の祭典『メーデー』の日です。しかし、50年前のこの日、埼玉県内ではいまでも無実の罪で苦しむ人を 生み出す事件が起こりました。

1963年(昭和38年)5月1日、埼玉県狭山市内において、当時16歳の女子高校生が誘拐され、その後、遺体となって発見され ました。当時、警察は身代金の受け渡し現場に現れた犯人を取り逃がすなどのミスがあったこと、また別件の幼児誘拐殺人事 件での犯人を取り逃がしたことなどから、本件の犯人逮捕に必至になっていました。結果、現場近くに住んでいた石川一雄さん を犯人対象として絞り込んだ捜査を行ない、石川さんを逮捕しました。この逮捕は、聞き込み段階での噂話や曖昧な状況捜査 (脅迫状の筆跡が違う、石川さんの実家の鴨居から被害者の万年筆が突然出てくるなど)をもとに行われたものであり、無実の

罪を作り上げられたものでした。裁判では、警察・検察の物証は作り上げ られた事実や、逮捕後の「強制された自白」が拠り所でしたが、公判中の 石川さんの必死の無罪弁明も実らず、死刑判決(その後の控訴審で、無 期懲役に減刑)を受けました。

本事件において、石川さんは冤罪であることは明白です。しかし、現在 でも警察・検察は、国連・人権規約委員会から証拠開示の勧告を受け ても、当時の捜査資料や証拠の開示要求を拒んでおり、再審請求も却下 された状態が続いています。(2009年12月の証拠開示勧告では一部の み開示で、重要証拠は「不見当:見当たらない、見付からない」とされて います。)

今年は、事件発生から50年目の節目を迎え、新たな証拠とともに再審 請求が受理されるよう、石川さんならびに支援団体は活動を行っていま す。足利事件や布川事件同様、冤罪であることが証明され、晴れて無罪 という自由を手にされることが望まれます。

連合では、重大人権侵害問題として本件を題材に、毎年、人権学習 フィールドワークを開催しています。

この人権学習フィールドワークでは、再現された石川さんの当時の実 家や事件現場や石川さんの事件日の行動などを調査し、本件について 学習します。

「人権学習フィールドワーク」 (狭山事件の現地調査・学習会)

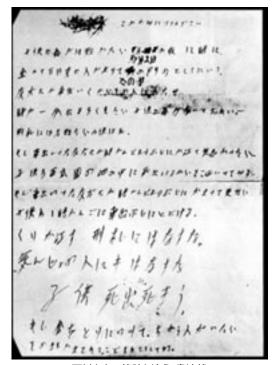
日 時:2013年4月12日(金)13:00~17:00

主催者:部落解放中央共闘会議

会 場:狭山市立富士見集会所 狭山市富士見1-1-8

T E L:0429-59-6230

合:狭山市駅·東口階段下 12:50集合



石川さんの筆跡と違う、脅迫状



第10回「私の提言一『働くことを軸とする安心社会』の実現に向けて一」募集!

連合は、「山田精吾顕彰会(注1)の論文募集」事業を継承し、2004年から「私の提言 連合論文募集」を行なってきました。8回目より、そ の名称を「私の提言―『働くことを軸とする安心社会』の実現にむけて―」にあらため、連合が提起している「働くことを軸とする安心社 会」の実現につながる提言を募集しています。第10回目の募集となる今回も「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけた提言を広く募 集します。皆さんからの提言を活かしながら、労働運動をさらに前進させたいと考えています。

(注1)山田精吾顕彰会は、連合初代事務局長であり、労働界の統一、発展に生涯を捧げられた故・山田精吾氏の遺志を受け継ぐため、ご遺族から寄贈さ れた資金を基に1997年に設立され、労働運動功労者の表彰や若手活動家の育成などに取り組んできました。故・山田氏は「理想は高く、目線は低く」の現 場からの視点、友愛と連帯に裏打ちされた団結の大切さを持ち続け、労働者の組織化、労働条件の向上などに大きな足跡を残されました。



「働くことを軸とする安心社会」の実現に むけた提言を広く募集します。皆さんから の提言を活かしながら、労働運動をさらに 前進させたいと考えています。

応募締切 2013年8月19日(月)必着

個秀賞 表彰盾と副賞 20万円(注:税込) 住作賞 表彰盾と副賞 10万円(注:税込) 奨励賞 表彰盾と副賞 3万円(注:税込) 連合第1回原映大会(②13年10月4日)で表彰予定 公応募者には、もれなく記念品を連星(除く、入資者)

↑募集内容

(1)連合が提起している「働くことを軸とする安心社会」 の実現につながる具体的な提言をお寄せください。 (2)作品はオリジナルで未発表のものに限ります。 (新聞、雑誌、書籍、報告書などに発表されたものは広幕できません) ※過去の応募作品のテーマや人資者については、教育文化協会 ホームページの「文化事業―私の提言」の側に掲載しております。

の広幕資格 どなたでも応募できます。

合応募方法

電子媒体(E-Mailなど)による応募

△送 り 先

社団法人 教育文化協会 第10回「私の提言ー「働くことを軸とする安心社会」 の実現にむけてー」募集係

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1階 電話 03-5295-5421 FAX 03-5295-5422 URL http://www.rengo-ilec.or.jp/ E-Mail info-ilec@ebu.jtuc-rengo.or.jp

も う す **(****) 選 挙

桶川市長選挙

◆小野 克典(おの かつのり) 44才(無所属・新・連合埼玉推薦初)

告示日:2013年4月7日(日) 投票日:2013年4月14日(日)

秩父市長選挙

◆久喜 邦康(くき くにやす) 59才(無所属・現1・連合埼玉推薦初)

告示日:2013年4月14日(日) 投票日:2013年4月21日(日)

川口市長選挙

◆岡村 幸四郎(おかむら こうしろう) 60才(無所属・現4・連合埼玉推薦4回目)

告示日:2013年5月12日(日) 投票日:2013年5月19日(日)

現在予定される4月の日程表です

		行事等		
4月		連合埼玉·事務局	地協·産別·労福協·福祉事業団体·県·上部·外部団体	
1日	月			
2日	火	第2回政策制度委員会(15:00~·連合埼玉会議室)		
3⊟	水	金属部門連絡会(16:00~·ネット21大宮)		
4⊟	木	春闘4次行動(18:00~·熊谷駅)		
5日		春闘4次行動(18:00~・南越谷駅)	①関東ブロック第2回幹事会(13:30~・ラングウッド) ②第21回連合関東ブロック・中央ろうきん協力会議(15:00~・ラングウッド) ③秩父地域協議会幹事会(18:00~・秩父市内)	
6日				
7日			桶川市長選告示	
8日				
9日	火	①第5回四役・執行委員会(10:00〜・ときわ会館) ②第2回組織委員会(執行委員会終了後)		
10日	水	春闘第4次行動(18:00~·川越駅)		
11日	木	春闘第4次行動(18:00~·大宮駅)		
12日	金		①人権学習フィールドワーク(13:00~17:00・狭山市立富士見集会所) ②県央地域協議会幹事会(18:00~・ろうきん上尾支店)	
13⊟	土			
14日	日		①秩父市長選告示 ②桶川市長選投開票	
15⊟	月	①埼玉シニア連合第2回幹事会(14:00~·連合埼玉会議室) ②連合埼玉議員会議幹事会(19:00~·連合埼玉会議室)		
16⊟	火		北埼玉地域協議会第3回幹事会(18:30~・市民プラザ事務所)	
17日	水		政策・制度中央討論集会(13:00~ 4/18・ホテル日航)	
18⊟				
19⊟		ネット21「第1回運営委員会」(10:00~・連合埼玉会議室)		
20日				
21日			秩父市長選投開票	
22日			第1回最低賃金全国学習会(13:30~15:30·連合本部)	
23日	火	①青年委員会第2回幹事会(13:30~15:30・マロウドイン熊谷) ②青年委員会・連合群馬青年委員会交流会(15:30~18:00)	①第38回地方連合会女性代表者会議(13:30~・ホテルラングウッド) ②男女雇用機会均等法改正に向けたシンポジウム(18:00~・ホテルラングウッド)	
24日	水	①公職選挙法への対応についての学習会(13:30~・ときわ会館) ②比例代表選挙候補者擁立産別連絡会(学習会終了後)	第11回全国男女平等推進委員会委員長会議(10:00~・ホテルラングウッド)	
25日	木	第1回女性のためのSTEP UPセミナー(10:00~・さいたま共済会館)		
26日			さいたま市地域協議会メーデー前夜祭(18:00~・市民会館おおみや小ホール)	
27日		第84回埼玉県中央メーデー(さいたま市・鐘塚公園)		
28日			①秩父地域協議会地域メーデー(9:00~・秩父ミューズパーク) ②本庄・児玉郡市地域協議会地域メーデー(10:00~・本庄市役所)	
29日				
30⊟	火			

あけぼのビル

事務局長 佐藤 道明

◇安倍政権の成長戦略の裏には

TPP交渉参加表明の記事で埋め尽くされた3月16日の朝刊各紙には、労働者にとって見過ごすわけにはいかない記事が載っていた。

安倍政権の成長戦略づくりを担う産業競争力会議が3月 15日に開かれ、民間議員が解雇を原則自由にするよう法改 正を求め、金銭を払って解雇できるルールづくりを提言した。 今後、欧州の例などを調査して具体化を検討するとしている。

欧州では、裁判で解雇が不当だとされたとき、賃金の1~2年分の補償金を払って雇用関係を解消する「解雇の金銭解決」という制度がある。日本の場合、裁判で不当解雇と認められても、原職復帰しか選択肢がない。「金銭解決」制度をつくれば、金額次第では労働者にとっても利益になるという主張もあるが、今回提案された「再就職支援金」では、「金銭解決」とは違い、理由なく金銭を払えば解雇が認められることになる。

◇日本の雇用システムは企業のメンバーシップ

政府は雇用と所得の増大にむけて、経済財政諮問会議、 産業競争力会議、規制改革会議などで「労働市場の流動 化」「労働市場改革」などの議論を進めている。2月5日に開 催された経済財政諮問会議では、ある民間議員からドイツ と比較して我が国の労働移動がなかなか進まないのは、 「解雇法制が大きい、雇用の流動化のカギは退職にかかわ るマネジメントにあるのではないか」という趣旨の発言がされ ている。

そもそも日本の企業が正規社員を雇用する場合、仕事の 内容を限定しないで雇うことが多く、雇ってから色々な仕事 を経験させるわけである。大手企業であれば、営業から総 務へ職種変更があったり、支店に転勤したりと、業務内容等 は固定したものではない。仕事の中身も変われば、働き方も 変わる。働く場所あるいは働く時間帯が変わることもあり得る。 このようにして経験を積みスキルを上げていくことによって、能 力に見合った職種と居場所を社内で見つけていく。また、中 小企業ならば、色々な仕事を一人で担当することも多い。

つまり、日本の雇用システムは人が仕事に就くのではなく、 企業がメンバーとして採用した人に仕事を充てる仕組みで ある。 また、解雇規制を議論するうえで忘れてはならないのは、 日本の企業に広く認められている包括的な人事権、業務命令権である。基本的に労働者は、企業から出張、配置換え、 転勤、職種変更などを命じられたら従わなければならない。 残業命令も当然である。従えないのなら、その会社から去らなければならない、というレベルの強力な企業の権限と言えるであろう。ときには雇用の見返りとして労働条件の引き下げさえも認められることもある。

つまり、「労働者がいったん入社したら企業のためにしっかりと働く、その代わり定年まで責任をもって雇いなさい」というのが日本の雇用システムであって、長期雇用保障が前提になっているということである。今まで通り労働者に対して広範な権限を行使したあげく、解雇規制の緩和による解雇の正当性のみを主張することが許されるのか、という疑問が生じる。

◇人を育て、組織をつくる

解雇規制の緩和のみでは、いたずらに正規社員の失業を増やすだけであって、必ずしも失業率の低下・雇用の増大という望ましい結果をもたらすことはできない。すでに就業している労働力を移動せずとも、外部市場に十分な不稼働労働力がある場合には、新規産業は新たな労働力を確保することができるのではないか。現在、日本の失業率は4.2%、若年層に限っていえば8.2%と高止まりの状態が続いており、既に十分な不稼働労働力が存在する。転職コストの引下げや職業選びに際しての情報提供、なおかつ失業者・新規求職者へ職業訓練を施すことなしには、雇用の流動化を実現することはできない。

また、企業においても事業の再編や他企業との事業統合、経営のグローバル化が進む中で、企業が成長し、変化し続けていくためには、若年層のみならずミドル世代も含めた企業における体系的な教育訓練が重要ではないか。資源の乏しい我が国において、人こそ財産である。

自ら能力開発して企業を渡り歩ける人はさほど多いとは 思えない。だからこそ終身雇用制度が日本の企業を支えて きたのではなかったのか。労働市場の流動化や労働市場 改革を論ずるならば、解雇規制の緩和などを議論するので はなく、「人を育て、組織をつくる」ことを怠ってはならない。

2013.3.22